



国土入企第12号  
平成26年9月29日

(一社) 日本建築士事務所協会連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



被災3県における公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る  
取組の強化について

公共建築工事の円滑な施工確保に向けては、「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」(平成26年1月24日付け国営計第104号、国土入企第26号)にてお知らせしているところです。

今般、平成26年9月27日に開催された第4回復興加速化会議において、災害公営住宅をはじめとする公共建築工事の確実かつ円滑な施工確保に一層きめ細やかに取り組むため、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」及び「公共建築工事における「営繕積算方式」の普及・促進」がとりまとめられました。

これを受け、「公共建築工事における「営繕積算方式」の普及・促進」については、別添1のとおり「被災3県における公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る取組の強化について」により、国土交通省東北地方整備局あてに通知し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市に対しては、別添2のとおり、国土交通省の対応を参考として適切に運用するよう通知しておりますのでお知らせします。

また、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」については、別添3のとおり、同日付けで、「被災3県における災害公営住宅整備事業の円滑な施工確保対策に係る取組の強化について」により、国土交通省から岩手県、宮城県、福島県及び仙台市あて通知しておりますので、併せてお知らせします。

関係団体が一体となって同方式及びプログラムの浸透に向けて取り組んでまいりたく、貴職におかれては、これらの取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知方お願いいたします。

また、国におきまして、担当副大臣のもと、当該取組の実施状況を把握していくことを申し添えます。

なお、別添4のように、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。